

## 植木維持管理・植栽管理業務委託 仕様書

1. 委託名 植木維持管理・植栽管理業務委託
2. 目的 小高区役所の敷地内の植栽を管理し、景観の維持を図るもの。
3. 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務場所 小高区役所敷地内(植栽箇所については、仕様書別紙のとおり)
5. 植栽維持・管理種類 ツツジ、サツキ、モチの木、サツキ、ヤマボウシ、モッコク、モミジ、ケヤキ
6. 植栽植替種類 ツツジ
7. 委託内容
  - (1) 施肥 2回/年
  - (2) 消毒 2回/年
  - (3) 剪定または刈込 4回/年
  - (4) 切枝処分 4回/年
  - (5) 除草作業 2回/年
  - (6) 植栽の植替(ツツジ) 1回/年
  - (7) 作業報告書 1回/年
8. 提出物
  - (1) 年間作業計画書 1部
  - (2) 4月から3月までの作業報告書 1部 (作業前・作業中・作業後の写真を添付)
  - (3) その他必要なもの 一式
9. 支払条件  
委託料の支払い業務完了後一括払いとし、業務の履行(作業報告書等)を確認したのち、請求を受けてから30日以内に支払うものとする。
10. 環境に配慮する共通事項
  - (1) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
  - (2) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

## 11. 保証

業務終了後1年以内に業務の不備により不具合が発生した場合は、受託者の責任において速やかに処置すること。

## 12. その他

- (1) 業務にあたっては、本仕様書、委託契約書に従い、疑義が生じた場合は担当課と協議し、内容趣旨を十分理解して実施する。
- (2) 業務にあたっては、関連各法令に準拠するとともに必要な資格を有するものが作業すること。
- (3) 業務にあたっては、作業時における事故及び怪我等に対する必要な安全対策を講ずることとし、事故が発生した場合は速やかに適切な応急措置を行い委託者に報告すること。
- (4) 業務に伴う詳細事項は、事前に打合せを行うこと。
- (5) 業務内容に変更があった場合は、受託者は委託者へ連絡をし、受託者の了承を得るものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定し処理するものとする。

